

平成23年6月30日

練馬区長 志村 豊志郎様

練馬区障害者地域自立支援協議会

会長 高橋 紘士

練馬区障害者計画および第三期練馬区障害福祉計画に対する意見

平成22年12月10日に公布された改正障害者自立支援法等の中で、自立支援協議会の設置根拠が規則上の位置づけから法律上の位置づけに変わりました。同時に障害福祉計画を定め、又は変更する場合においては、自立支援協議会から意見を聞くよう努めなければならないとされています。また、改正障害者自立支援法では、相談支援の充実を大きな改正点とし、相談支援体制強化や支給決定プロセスの見直し等を盛り込んでおります。

練馬区障害者地域自立支援協議会は第1期（平成20年2月～平成22年3月）で5回開催し、報告書を練馬区へ提出しました。また、平成21年1月より障害者地域生活支援センター毎に課題別専門部会を設置し、議論を深めました。下記の内容は各専門部会の意見から共通の課題を抽出したものです。第1期報告書と合わせて練馬区障害者地域自立支援協議会の意見として具申いたします。

記

1. 障害者が地域で自立した生活が送れるよう、日中活動系サービス・居住系サービス・居宅系サービスの質と量の両面の充実を図る必要がある。
2. 障害者は障害種別・程度・年齢等に応じて、地域生活に必要な社会資源が異なっている。それを踏まえたうえで、個々に応じて相談支援を始め、様々な地域の社会資源をネットワーク化させる必要がある。
3. 障害者が地域で自立した生活を送るには、障害福祉関係機関によるものだけでなく、様々な人的・物的支援が必要である。障害福祉関係機関以外に対しても、情報提供や障害理解・障害啓発の取り組みを充実させていく必要がある。

各専門部会の意見

施設名：豊玉障害者地域生活支援センター

検討課題：困難事例

障害のある方の家族と障害当事者から必要な相談支援の体制や相談支援機関に繋がったきっかけ等について、意見を伺い、関係者で議論を深めた。

○家族支援について

精神障害等の場合、障害を受け入れることに時間がかかる場合が多く、家族が支援方法や福祉サービス等について情報・知識がなく、結果として家族で抱え込んでしまう場合がある。本人のみならず、家族に対する情報提供や相談支援等を通じて家族支援の充実を図る必要がある。

○相談先について

本専門部会で相談支援に繋がった当事者は、その後状態が良くなったとの報告があった。当事者が心身状態を自ら他者に話すことの大切さを改めて感じた。今回意見を聞いた方だけでなく、障害基礎調査報告書（「悩みごとや心配ごとの相談先」72 ページ～76 ページ）においても、多くの障害者が、学校教師、職場の先輩や上司、友人・知人等の身近な存在を相談先としている現状があった。また、精神障害者保健福祉手帳等を取得した後でも医療機関に繋がっている場合は、医療機関に相談するケースも多い。よって、福祉事務所や保健相談所や障害者地域生活支援センターの相談支援の機能強化を図るとともに、学校、職場、友人・知人、医療機関といった身近な相談先との支援ネットワークを作る必要がある。

○情報提供について

精神障害の場合、早期に専門機関につながることにより症状の重篤化を防ぐことが期待できる。区報などを活用し、講演会等について広く情報提供するとともに、教育機関や医療機関とは、よりこまめに情報共有を図り連携を強化する必要がある。

施設名：光が丘障害者地域生活支援センター

検討課題：権利擁護

障害のある方が地域で暮らし続けていく場合、権利擁護の観点も含め、地域全体で地域生活を支援していくという仕組みが必要であるという観点で検討をした。

- 障害者の人権を守るためにには、権利を侵害されうるという視点の下に、本人＝セルフアドボカシー、社会＝インディヴィジュアルアドボカシー、法律＝システムアドボカシーの各段階での権利擁護の支援が整えられ、重層的で強固な権利擁護の仕組みづくりが必要である。
- 法的な擁護の仕組みは成年後見制度が柱となるが、現行法では高齢者を主体とした仕組みとなっている。そのため障害者の視点に立った運用を可能とするために、より実用的な運用のあり方について関係者が広く参加した形での横断的な議論と、早急な運用の改善が必要である。
- 障害者の権利擁護においては、生活の様々な場面での権利侵害が予想され、かつ侵害に気づき主張することが困難な方が多い。このことから当事者が気づき主張することができるよう、全ての支援者の責務として、当事者への人権啓発の取り組みを継続的に行っていく必要がある。
- ひとり一人の障害者が、地域社会において個として尊重され、安心して地域生活を送るためにには、地域が権利擁護の視点を持って障害者の地域生活を支援していくという「見守り支援ネットワーク」を構築していくことが必要である。その際には、障害福祉関係者だけでなく、警察・消防などの公共機関、商店や地域住民を巻き込んだネットワークとする必要がある。

施設名：石神井障害者地域生活支援センター

検討課題：地域移行

主に精神障害者の入院から地域生活への移行・定着を検討していく中で、現在、精神科病棟に入院している方の内、多くの方が60歳以上である現状があった。そこから見えてくる高齢障害者の課題を中心に検討を進めた。

○介護保険制度と障害者自立支援制度の活用

支援者は両制度についての知識が必要になる。また、それをどのように組み合わせ、地域生活支援をしていくかが大切である。よって、障害福祉関係部署と高齢福祉関係部署とで情報共有および連携強化を図る必要がある。

○障害福祉関係機関について

【日中活動系サービス】

単身の方・家族と同居している方（単身生活が可能な方・そうでない方）と、現状は様々であるが、加齢等により現在所属している日中活動系サービス（作業所等）に通所しつづけることが困難な状況になった場合の生活スタイルを考えると、新たな日中活動系サービスの仕組みが必要である。具体的には、すでに現行計画で設置が計画化されている地域活動支援センターⅢ型事業について行政・施設関係者等が事業内容について協議する場を設けること、また、障害者の高齢化の課題に早期対応していくためのモデル事業の創設等を計画に位置付けてほしい。

また、障害者本人の高齢化は併せて家族の高齢化の課題でもある。家族の存在に代わる様々なサービスを活用していくよう支援していく必要がある。

【居住系サービス】

練馬区内の精神障害者グループホーム・ケアホームでは、退所者全体の内、約40%の方は単身生活に移行しているが、高齢になるほど心身状況等から単身生活は困難な場合も多い。ケアマネージャーや高齢者相談センター（地域包括支援センター）と情報交換をし、特別養護老人ホームや有料老人ホーム入所を模索しているケースもある。こういった方が、安心して暮らし続けていける居住の場の整備が必要である。

施設名：大泉障害者地域生活支援センター

検討課題：困難事例

各委員から、ケースを持ち寄り検討し、「住まい方」を共通課題として検討を深めた。

○様々な形態の住まいを支える支援

障害者の「住まいの場」としては、障害福祉サービスとしての住まいの場「グループホーム・ケアホーム」だけでなく、障害福祉サービスではない住まい方を希望または実践している方も多い。例としては、「親亡き後も持ち家に住まい続ける」「コレクティブハウス」「一人暮らし」等があげられる。

障害のある方が地域社会の中で自分らしい「住まいの場」を確保していくためには、様々な住まい方についての情報提供とともに、自己選択・自己決定を支援し、それを支えて続けていく相談支援ネットワークを構築していく必要がある。

○「互助」による地域生活支援の充実

インフォーマルな相互扶助（家族を含めた近隣の助け合いやボランティア等）を充実させていくことにより、障害者の地域生活はより豊かなものになる。そのためには、障害理解・啓発の取り組みが大切である。その際には、障害のある方同士や障害を受容できていない方への障害理解・啓発の取り組みも大切である。